短期入所サービスの利用が要介護認定期間の半数を超える理由について

別紙のとおり居宅サービス計画に「要介護認定期間のおおむね半数を超える」短期入所サービスを 位置付けたのは、下記に記載した利用者の心身の状況や、本人や家族の意向を踏まえた上であり、このことが指定居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条にある「利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合」にあたるものと考えられるためである。

ただし以下の条件のいずれかに該当する場合は、下記理由欄に問わず短期入所サービスの利用が制限されることがあることを利用者に説明します。

① 当該施設の利用状況が逼迫しているとき。

② 保険料滞納による支払い方法変更により、償還払い給付となっているとき。

要介護者	被保険者番号			0	0	0					
	フ リ ガ ナ										
	氏　　名										

要介護者の心身の状況

本人や家族の意向 （ 日中の介護者: 有 ・ 無 ） （ 長期入所の申込 : 有 ・ 無 ）

【記入者】　　介護支援専門員　　氏 名

※ 添付書類:居宅サービス計画書（第1表及び第2表）